

蟻害・腐朽検査士行動規範（仮）

- 1 検査士は、蟻害・腐朽検査士証を依頼者に必ず提示し、身分を明確にする。
- 2 検査方法については、「注意事項説明書」をもって事前に説明し了解を得る。
特に、非破壊検査のため検査できない箇所があることを説明する。
- 3 住居内へ立ち入る際は、依頼主の許可を得る。
- 4 家具、什器の移動は、依頼主の許可を得た上で行き、検査の終了後は元の位置に戻す。
- 5 衣類を着替える際は、周囲に十分配慮した上で行う。
- 6 器物を破損しないよう最大限留意する。
- 7 喫煙は、依頼主の許可を得る。火の始末に留意する。
- 8 検査で知り得た間取り等、物件に関する情報や依頼主とその家族の個人情報を漏洩してはならない。
- 9 不安感や予断を依頼主に与え、自己の業務に誘導してはならない。
- 10 公正・中立を厳守する。